

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	雪寒時期における道路利用者への注意喚起に関する新聞記事掲載
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 北九州国道事務所長 谷川 征嗣 北九州市小倉南区春ヶ丘10-10
契約締結日	令和 1年12月 4日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社西日本新聞広告社
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,100,000-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥1,100,000-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

1. 業 務 名 : 雪寒時期における道路利用者への注意喚起に関する新聞記事掲載
2. 随意契約の相手方 : 住 所 福岡県福岡市中央区天神 1 - 4 - 1
会社名 (株)西日本新聞広告社
電 話 092-711-5050
3. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号
4. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

本業務は、雪寒時期（特に大雪時）に当事務所が管理する道路を利用する者に対し、不要不急の外出自粛と冬用タイヤ・チェーン等の利用について注意喚起することで、スリップ等による立ち往生車両による通行止めを防止し、社会的影響を未然に防ぐことを目的としているものである。

地域住民や道路利用者へ広範な周知を行う必要があるため、情報発信の広域性や確実性及び保存性を考慮すると新聞が有効的な広報手段である。

西日本新聞広告社については、事務所管内の除雪優先区間の存する筑豊エリア内の新聞社の中では34.3%と発行部数のシェア率が最も高く、筑豊エリア内において地域に密着した情報を最も多く発信することができ、本業務を最も効果的且つ効率的に達成しうる機関である。

以上のことから、本業務については、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の第4第3号により、株式会社西日本新聞広告社と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者) 管理第一課長